

一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会
人間ドック等利用助成要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」と言う）共済契約規程第 2 条第 1 項第 6 号に規定する会員に対して、人間ドックの検査または、健康診断（以下、「人間ドック等」と言う）に要した費用を助成し、健康の保持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「人間ドック等」とは、心身ともに健全な社会活動ができるよう、疾病の早期発見を図るとともに今後の健康保持の指針とするため、病院又は診療所（以下「病院等」という）において行う身体の相当部分の精密検査または、定期検査をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象者は、病院等で人間ドック等を利用した会員とする。ただし、その利用額の一部または全部を事業主、国・自治体、全国健康保険協会及び健康保険組合が助成するものは除く。

(助成額等)

第 4 条 助成金の額は、会員が検査に要した費用の 5 割とし、2 万円を上限とする。

2 助成金の交付対象とする検査は、当該年度につき 1 人 1 回とする。

(助成金の申請)

第 5 条 助成金の申請は、申請事由が生じた日から 1 ヶ月以内に、人間ドック等利用助成金申請書に所定の事項を記載し、署名捺印のうえ、共済契約者である法人の代表者または共済契約規程第 2 条第 1 項第 5 号に規定する共済契約代行者において事実確認のうえ、共済会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、病院等の証明書または領収書を添付するものとする。

(助成金の決定等)

第 6 条 共済会は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該年度の予算の範囲以内で決定をする。

(助成資格の喪失)

第 7 条 この要綱による助成金を受ける権利は、その助成事由が生じた日から 1 年以内にこれを申請しないときは消滅する。

(助成金の返還)

第 8 条 共済会は、偽りその他不正な行為により、助成金の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。